

お客様各位

日高信用金庫

各預金規定等の改定について

当金庫は、令和2年4月1日に施行される民法改正を踏まえ、預金規定等下記のとおり改正します。なお、改正後の規定は改定前からお取引されているお客様にも適用させていただきます。

記

1. 改定する主な預金規定

当座勘定規定、当座勘定規定（専用約束手形口座）、ひだかしんきん普通預金規定、ひだかしんきん決済用普通預金規定、ひだかしんきん定期総合口座取引規定、ひだかしんきん貯蓄預金規定、ひだかしんきん通知預金規定、ひだかしんきん納税準備預金規定、ひだかしんきん新型積立定期預金規定、ひだかしんきん定期預金規定（通帳用）、ひだかしんきん定期預金規定（証書用）、日高信用金庫定期積金規定、日高信用金庫譲渡性預金規定、振込規定、WEB-FBサービス利用規定、WEBバンキングサービス利用規定

2. 主な改定事項

- (1) 預金者の成年後見人等について、補助・補佐・後見が開始された場合の取扱を明確にしました。
- (2) 定期預金の期日前解約について明確にしました。
- (3) 各規程変更時の周知方法について明確にしました。
- (4) 手数料・金利を当金庫ウェブサイト明示していることを踏まえ、手数料等の表示方法に係る文言を変更しました。

3. 当座勘定規定、当座勘定規定（専用約束手形口座）、普通預金規定、ひだかしんきん定期預金規定（通帳用・証書用）、ひだかしんきん新型積立定期預金規定、日高信用金庫定期積金規定、日高信用金庫譲渡性預金規定、振込規定、WEB-FBサービス利用規定、WEBバンキングサービス利用規定の新旧対照表は、以下のとおりです。左記以外の規定についても、同様に改正を行います。

当座勘定規定（改正前）	当座勘定規定（改正後）
<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>(4) 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭備付けの「各種手数料一覧表」に定める代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p> <p>第16条（成年後見人等の届出）</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>第33条（規定の変更等） （新規）</p>	<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>(4) 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、<u>当金庫所定の方法により表示する代金取立手数料</u>に準じてその取立手数料をいただきます。</p> <p>第16条（成年後見人等の届出）</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p>第33条（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、<u>金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>
当座勘定規定（専用約束手形口座）（改正前）	当座勘定規定（専用約束手形口座）（改正後）
<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>(4) 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭備付けの「各種手数料一覧表」に定める代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p> <p>第9条（手数料）</p> <p>前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、店頭備付けの「各種手数料一覧表」に定める、<u>当金庫所定の手数料を支払ってください。</u></p> <p>第14条（成年後見人等の届出）</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>第30条（規定の変更等） （新規）</p>	<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>(4) 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、<u>当金庫所定の方法により表示する代金取立手数料</u>に準じてその取立手数料をいただきます。</p> <p>第9条（手数料）</p> <p>前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、<u>当金庫所定の方法により表示する手数料を支払ってください。</u></p> <p>第14条（成年後見人等の届出）</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p>第30条（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、<u>金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>
普通預金規定（改正前）	普通預金規定（改正後）
<p>2. [証券類の受入れ]</p> <p>(5) 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭備付けの「ひだかしんきん各種手数料一覧表」に定める代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p> <p>6. [利息]</p> <p>この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額が決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、<u>店頭に表示する毎日の利率</u>によって計算のうえ、毎年9月と3月の当金庫所定の日に、この預金に組入れます。なお、利率は、<u>金融情勢に応じて変更します。</u></p> <p>7. [届出事項の変更、通帳の再発行等]</p> <p>(3) この通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、<u>店頭備付けの「ひだかしんきん各種手数料一覧表」に定める当金庫所定の再発行手数料をいただきます。</u></p> <p>8. [成年後見人等の届出]</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>19. [規定の変更等] （新設）</p>	<p>2. [証券類の受入れ]</p> <p>(5) 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、<u>当金庫所定の方法により表示する代金取立手数料</u>に準じてその取立手数料をいただきます。</p> <p>6. [利息]</p> <p>この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額が決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、<u>当金庫所定の方法により表示する毎日の利率</u>によって計算のうえ、毎年9月と3月の当金庫所定の日に、この預金に組入れます。なお、利率は、<u>金融情勢に応じて変更します。</u></p> <p>7. [届出事項の変更、通帳の再発行等]</p> <p>(3) この通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、<u>当金庫所定の方法により表示する再発行手数料をいただきます。</u></p> <p>8. [成年後見人等の届出]</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p>19. [規定の変更等]</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、<u>金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>
ひだかしんきん定期預金規定（通帳用・証書用）（改正前）	ひだかしんきん定期預金規定（通帳用・証書用）（改正後）
<p>3. [利息]</p> <p>(3)※1 <u>当金庫が貸付をえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、一省略</u></p> <p>IX. 定期預金共通規定</p>	<p>3. [利息]</p> <p>(3)※1 <u>この預金をIX. 定期預金共通規定第3条第1項により満期日前に解約する場合には、一省略</u></p> <p>IX. 定期預金共通規定</p>

<p>2. [反社会的勢力との取引拒絶] この預金口座は、第3条第2項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号AからFおよび第6号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>3. [預金の解約、書替継続] (1) 一省略— (2) 一省略— (3) 一省略—</p> <p>4. [届出事項の変更、通帳の再発行等] (3) 通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、店頭備付けの「各種手数料一覧表」に定める当金庫所定の再発行手数料をいただきます。</p> <p>5. [成年後見人等の届出] (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>12. [規定の変更等] (新設)</p>	<p>2. [反社会的勢力との取引拒絶] この預金口座は、第3条第3項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号AからFおよび第6号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>3. [預金の解約、書替継続] (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。 (2) 一省略— (3) 一省略— (4) 一省略—</p> <p>4. [届出事項の変更、通帳の再発行等] (3) 通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の方法により表示する再発行手数料をいただきます。</p> <p>5. [成年後見人等の届出] (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</p> <p>12. [規定の変更等] (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。 (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>
---	---

※1 IV.自動継続自由金利型定期預金（M型）規定、VI.自動継続自由金利型定期預金規定は、第4項

<p>ひだかしんきん 新型積立定期預金規定（改正前）</p> <p>6. [利息] (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）について、預入日（継続したときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって、1年複利の方法で計算します。 ① 1年以上2年未満 1年以上2年未満の店頭表示の利率 ② 2年以上 通帳記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という。） (5) 当金庫がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第8条第3項の規定により解約する場合には、一省略—</p> <p>7. [反社会的勢力との取引拒絶] この預金口座は、第8条第3項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号AからFおよび第6号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>8. [預金の解約、書替継続] (1) 一省略— (2) 一省略— (3) 一省略—</p> <p>9. [届出事項の変更、通帳の再発行等] (3) この通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、店頭備付けの「各種手数料一覧表」に定める当金庫所定の再発行手数料をいただきます。</p> <p>10. [成年後見人等の届出] (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>17. [規定の変更等] (新設)</p>	<p>ひだかしんきん 新型積立定期預金規定（改正後）</p> <p>6. [利息] (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）について、預入日（継続したときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって、1年複利の方法で計算します。 ① 1年以上2年未満 1年以上2年未満の当金庫所定の方法により表示する利率 ② 2年以上 通帳記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という。） (5) この預金は、第8条第1項により満期日前に解約する場合および第8条第4項の規定により解約する場合には、一省略—</p> <p>7. [反社会的勢力との取引拒絶] この預金口座は、第8条第4項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号AからFおよび第6号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p>8. [預金の解約、書替継続] (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。 (2) 一省略— (3) 一省略— (4) 一省略—</p> <p>9. [届出事項の変更、通帳の再発行等] (3) この通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の方法により表示する再発行手数料をいただきます。</p> <p>10. [成年後見人等の届出] (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</p> <p>17. [規定の変更等] (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。 (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>
---	---

<p>日高信用金庫定期積金規定（改正前）</p> <p>10. [届出事項の変更、証書の再発行] (3) この証書を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、店頭備付けの「各種手数料一覧表」に定める当金庫所定の再発行手数料をいただきます。</p> <p>11. [成年後見人等の届出] (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>18. [規定の変更等] (新規)</p>	<p>日高信用金庫定期積金規定（改正後）</p> <p>10. [届出事項の変更、証書の再発行] (3) この証書を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の方法により表示する再発行手数料をいただきます。</p> <p>11. [成年後見人等の届出] (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</p> <p>18. [規定の変更等] (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。 (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>
--	---

<p>日高信用金庫譲渡性預金規定（改正前）</p> <p>5. [届出事項の変更等] (3) この証書を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、店頭備付けの「各種手数料一覧表」に定める当金庫所定の再発行手数料をいただきます。</p> <p>6. [成年後見人等の届出] (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>10. [通知等] (新規)</p> <p>11. [規定の変更等] (新規)</p>	<p>日高信用金庫譲渡性預金規定（改正後）</p> <p>5. [届出事項の変更等] (3) この証書を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の方法により表示する再発行手数料をいただきます。</p> <p>6. [成年後見人等の届出] (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</p> <p>10. [通知等] 届出のあった氏名、住所において当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>11. [規定の変更等] (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。 (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</p>
---	---

<p>振込規定（改正前）</p> <p>10. (手数料) (1) 振込の受付にあたっては、店頭備付けの「ひだかしんきん主要手数料一覧」に定める所定の振込手数料をいただきます。 (2) 組戻しの受付にあたっては、店頭備付けの「ひだかしんきん主要手数料一覧」に定める所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。ただし、組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却します。</p>	<p>振込規定（改正後）</p> <p>10. (手数料) (1) 振込の受付にあたっては、当金庫所定の方法により表示する振込手数料をいただきます。 (2) 組戻しの受付にあたっては、当金庫所定の方法により表示する組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。ただし、組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却します。</p>
---	---

<p>(3) 組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭備付けの「ひだかしんきん主要手数料一覧」に定める所定の振込手数料をいただきます。この場合、組戻手数料はお返却します。</p> <p>14. <u>〔規定の変更等〕</u> <u>（新規）</u></p>	<p>(3) 組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、当金庫所定の方法により表示する振込手数料をいただきます。この場合、組戻手数料はお返却します。</p> <p>14. <u>〔規定の変更等〕</u> <u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。</u> <u>(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p>
--	--

WEB-FBサービス利用規定（改正前）	WEB-FBサービス利用規定（改正後）
<p>第15条 規定の適用等 当金庫は、本規定の内容を、<u>契約先に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとします。</u> <u>変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。</u></p> <p>—省略—</p> <p>「ワンタイムパスワードサービス」利用追加規定（WEB-FBサービス）</p> <p>第11条 規定の変更等 当金庫は、本規定の内容を、<u>お客様に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。</u></p> <p>—省略—</p>	<p>第16条 規定の変更等 当金庫は、本規定の内容を、<u>任意に変更できるものとします。</u> <u>変更内容は、当金庫ホームページでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は、公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取扱うこととします</u>変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。</p> <p>—省略—</p> <p>「ワンタイムパスワードサービス」利用追加規定（WEB-FBサービス）</p> <p>第11条 規定の変更等 当金庫は、本規定の内容を、<u>任意に変更できるものとします。</u>この場合には、<u>変更内容および変更の効力発生日をあらかじめ店頭表示その他相当の方法で公表するものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。</u></p> <p>—省略—</p>

WEBバンキングサービス利用規定（改正前）	WEBバンキングサービス利用規定（改正後）
<p>第17条 規定の変更等 当金庫は、本規定の内容を、<u>お客様に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとします。</u> <u>変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。</u></p> <p>—省略—</p> <p>「ワンタイムパスワードサービス」利用追加規定（WEBバンキングサービス）</p> <p>第11条 規定の変更等 当金庫は、本規定の内容を、<u>お客様に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。</u></p> <p>—省略—</p>	<p>第18条 規定の変更等 当金庫は、本規定の内容を、<u>任意に変更できるものとします。</u> <u>変更内容は、当金庫ホームページでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は、公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取扱うこととします。</u></p> <p>—省略—</p> <p>「ワンタイムパスワードサービス」利用追加規定（WEBバンキングサービス）</p> <p>第11条 規定の変更等 当金庫は、本規定の内容を、<u>任意に変更できるものとします。</u>この場合には、<u>変更内容および変更の効力発生日をあらかじめ店頭表示その他相当の方法で公表するものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。</u></p> <p>—省略—</p>

以上